公害等調整委員会の動き

1　審問（調停）期日の開催状況（平成 24 年 1 月～3 月）

平成 24 年 1 月～3 月の審問（調停）期日の開催状況は、以下のとおりです。このうち、太字は、現地において期日を開催（現地期日）したものです。

（注）現地期日は、当事者の利便性の向上等に資するため、東京の公害等調整委員会の審問廷以外で開催する期日を広くいい、被害発生地（現地）で開催するものに限りません。

月　日	期　　日	開催地
1 月 18 日	八潮市における道路工事等による振動被害等責任裁定申請事件第１回審問期日	東　京
1 月 24 日	熊本県南関町における道路工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件第５回審問期日	東　京
2 月 2 日	茅ヶ崎市における小売店舗からの騒音・低周波音による慰謝料等責任裁定申請事件第１回審問期日	東　京
2 月 7 日	**宮崎市における道路工事による土壌汚染被害責任裁定申請事件第２回審問期日**	**宮崎市**
2 月 8 日	東京都 23 区における清掃工場健康被害等原因裁定申請事件第 12 回審問期日	東　京
2 月 22 日	港区におけるビル換気用設備からの騒音による慰謝料責任裁定申請事件第１回審問期日	東　京
2 月 23 日	寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件第２回審問期日	東　京
2 月 27 日	中野区における道路換気所からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件第２回審問期日	東　京
3 月 1 日	**名古屋市における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件第１回審問期日**	**名古屋市**
3 月 6 日	**高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件第１回審問期日**	**大阪市**
3 月 12 日	**島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件第１回審問期日**	**大村市**
3 月 27 日	松戸市における建設工事からの騒音による慰謝料等責任裁定申請事件第２回審問期日	東　京

２　公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成23年11月～24年3月）

受付事件の概要

安来市における宅地造成工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件
（平成 24 年（ゲ）第 1 号）
平成 24 年 1 月 23 日受付
　申請人所有の建物の浮き上がりと破損等は、被申請人が隣接地の宅地造成を行った際に不手際な施工を行い、盛り土等の土圧により造成土砂を地盤沈下させ、それに伴った土圧・水圧によるものである、との原因裁定を求め求めた事件です。

寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件
（平成 24 年（ゲ）第 2 号）
平成 24 年 1 月 25 日受付
　申請人らに生じている皮膚症状、粘膜刺激症状、神経系の機能障害等を中心とする健康被害は、被申請人らの廃プラスチック処理施設から排出される有害化学物質によるものである、との原因裁定を求めた事件です。

刈谷市における産業廃棄物処理施設からの振動・騒音被害責任裁定申請事件
（平成 24 年（セ）第 1 号）
平成 24 年 2 月 1 日受付
　被申請人が操業する産業廃棄物処理施設からの振動・騒音により，申請人 A の建物に亀裂等の建物被害，申請人 B に対し精神的苦痛を与えたとして，損害賠償を求めた事件です。

大田区におけるビル解体工事による騒音被害等責任裁定申請事件
（平成 24 年（セ）第 2 号）
平成 24 年 2 月 15 日受付
　被申請人が発注したビル解体工事からの騒音・振動により，精神的苦痛を受けたとして，損害賠償を求めた事件です。

野田市における廃棄物処理施設からの大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件
（平成 24 年（ゲ）第 3 号）
平成 24 年 3 月 7 日受付
　申請人らがめまい、吐き気、舌のしびれ等の健康被害を受けたのは、被申請人が操業をする産業廃棄物処理施設から排出された化学物資によるものである、との原因裁定を求めた事件です。

神栖市におけるビル解体工事等による振動被害原因裁定申請事件
（平成 24 年（ゲ）第 4 号）
平成 24 年 3 月 8 日受付
　申請人の家屋に亀裂、隙間が生じ、アンテナ線が脱落したのは、被申請人が施工したビル及びアスファルト解体工事、撤去作業によるものである、との原因裁定を求めた事件です。

大津市における汚染土壌の処理による水質汚濁被害調停申請事件
（平成 24 年（調）第 4 号）
平成 24 年 3 月 29 日受付
　申請人らは、香川県土庄町豊島の汚染土壌の処理事業を落札した会社が、大津市内

の同社工場で豊島の汚染土壌を水洗浄処理する際に、汚染水が川や地下水に流入する可能性が高く、周辺住民の生命、健康、財産に重大な被害が生じるおそれがあることから、被申請人香川県・被申請人大津市に対し、豊島から汚染土壌を搬出しないことなどを求めた事件です。

終結事件の概要

温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件
（平成23年（調）第3号）

１　事件の概要

平成 23 年 9 月 16 日、国内の住民等 108 人及び法人等 3 団体から、電力会社等 11 社を相手方（被申請人）として、調停を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。大気中の温室効果ガスの濃度がこのまま放置されて上昇し、地球の平均気温が 2 度以上上昇した場合には、異常気象に伴う洪水、疫病、熱中症などをもたらすほか、多くの種の絶滅を招き、地球に住む人々の生命、身体、自然生態系に深刻な打撃を与えることを理由として、被申請人らに対し、各自事業活動に伴う二酸化炭素排出量を 1990 年比 29 パーセント削減することを求めるものです。

２　事件の処理経過

公害等調整委員会は、手続を進めた結果、平成 23 年 11 月 28 日、本件申請は公害紛争処理法第 26 条第 1 項に基づく調停申請として不適法であり、かつ、その欠陥を補正することができないものであると判断し、本件申請を却下する旨の決定を行い、本事件は終結しました。

温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件
（平成23年（調）第4号）

１　事件の概要

平成 23 年 9 月 16 日、大阪府及び兵庫県の住民 9 人から、電力会社等 11 社を相手方（被申請人）として、大阪府公害審査会に対し調停を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。大気中の温室効果ガスの濃度がこのまま放置されて上昇し、地球の平均気温が 2 度以上上昇した場合には、異常気象に伴う洪水、疫病、熱中症などをもたらすほか、多くの種の絶滅を招き、地球に住む人々の生命、身体、自然生態系に深刻な打撃を与えることを理由として、被申請人らに対し、各自事業活動に伴う二酸化炭素排出量を 1990 年比 29 パーセント削減することを求めるものです。

２　事件の処理経過

大阪府知事は、公害紛争処理法第 27 条第 3 項の規定に基づき、関係する 33 都道府県知事に対し連合審査会の設置について協議したが、協議が調わなかったため、同条第 5 項の規定により、平成 23 年 10 月 4 日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付しました。

公害等調整委員会は、手続を進めた結果、平成 23 年 11 月 28 日、本件申請は公害紛争処理法第 26 条第 1 項に基づく調停申請

として不適法であり、かつ、その欠陥を補正することができないものであると判断し、本件申請を却下する旨の決定を行い、本事件は終結しました。

文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁定申請事件
（平成22年（セ）第5号）

１　事件の概要

平成 22 年 7 月 23 日、東京都文京区の住民 2 人から、建物解体工事会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。申請の内容は以下のとおりです。被申請人が行ったマンション解体工事の際に発生した振動、騒音及び粉じんにより、申請人らは、申請人らの宅建物の損傷、並びに突発性難聴の発症等の健康被害及び精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金合計 261 万 6,566 円の支払を求めたものです。

２　事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、4 回の審問期日を開催するとともに、平成 22 年 11 月 29 日、振動等による心身や構造物への影響に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、現地調査、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成 23 年 12 月 20 日、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

羽生市における医療廃棄物による土壌汚染財産被害責任裁定申請事件
（平成23年（セ）第4号）

１　事件の概要

平成 23 年 4 月 22 日、埼玉県羽生市の住民 1 人から、土地・建物の売主を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。申請の内容は以下のとおりです。申請人が、被申請人から土地・建物を購入し、居住したところ、敷地内に埋設された医療廃棄物等からの土壌汚染により、健康被害及び生活環境被害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金 1,017 万 6,000 円等の支払を求めたものです。

２　事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2 回の審問期日を開催するなど、手続を進めたが、平成 24 年 1 月 30 日、申請人から都合により申請を取り下げる旨の申出があり、これにより本事件は終結しました。

長野県における不法投棄に係る廃棄物処理調停申請事件
（平成24年（調）第1号）

１　事件の概要

平成 23 年 11 月 19 日、埼玉県の産業廃棄物処理業者から、長野県及び長野県等に所在する建設会社等 9 社を相手方（被申請人）として、埼玉県公害審査会に対し調停を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人長野県が申請人に対し、合理的な根拠のない過大な数量の廃棄物等の引取りを求めてきたとして、申請人には長野県内の事業所（廃棄物等の保管場所）から汚染土壌混じりの廃棄物等を搬出処分する義務がないことを確認する等とした上で、仮に申請人が廃棄物を搬出して管理型処分場に処分する場合は、被申請人長野県は、損害賠償金として処理 1 トン当たり 3 万円を支

払うことや、その他の被申請人に対して一定量の廃棄物の搬出及び適切な処理又は処分を求めるものです。

２　事件の処理経過

埼玉県知事は、公害紛争処理法第 27 条第 3 項の規定に基づき、関係する 4 都道府県知事に対し連合審査会の設置について協議したが、協議が調わなかったため、同条第 5 項の規定により、平成 24 年 1 月 16 日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付しました。

公害等調整委員会は、手続を進めた結果、平成 24 年 3 月 5 日、本件申請は公害紛争処理法第 26 条第 1 項に基づく調停申請として不適法であり、かつ、その欠陥を補正することができないものであると判断し、本件申請を却下する旨の決定を行い、本事件は終結しました。

温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件

（平成24年（調）第3号）

１　事件の概要

平成 24 年 3 月 14 日、国内の住民等 35 人から、電力会社等 11 社を相手方（被申請人）として、調停を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。大気中の温室効果ガスの濃度がこのまま放置されて上昇し、地球の平均気温が 2 度以上上昇した場合には、異常気象に伴う洪水、疫病、熱中症などをもたらすほか、多くの種の絶滅を招き、地球に住む人々の生命、身体、自然生態系に深刻な打撃を与えることを理由として、被申請人らに対し、各自事業活動に伴う二酸化炭素排出量を 1990 年比 29 パーセント削減することを求めるものです。

２　事件の処理経過

公害等調整委員会は、手続を進めた結果、平成 24 年 3 月 26 日、本件申請は公害紛争処理法第 26 条第 1 項に基づく調停申請として不適法であり、かつ、その欠陥を補正することができないものであると判断し、本件申請を却下する旨の決定を行い、本事件は終結しました。

宮崎市における道路工事による土壌汚染財産被害責任裁定申請事件

（平成 22 年（セ）第 3 号）

１　事件の概要

平成 22 年 6 月 2 日、宮崎県宮崎市の住民 1 人から、宮崎県を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。申請の内容は以下のとおりです。被申請人が行った国道バイパスの盛土工事により、申請人が管理する農地の土壌が汚染され、ビニールハウスのトマトの生育障害の被害が発生したとして、被申請人に対し、損害賠償金 914 万 5,976 円の支払を求めるものです。

２　事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2 回の現地期日を開催するとともに、平成 22 年 11 月 15 日、土壌成分と植物の生育に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成 24 年 3 月 27 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。